

様式3-1

法人名 社会医療法人 鴻仁会
 所在地 岡山市北区伊島北町6-3

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和3年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,099,970	I 流動負債	2,878,922
現金及び預金	1,193,185	買掛金	319,077
事業未収金	838,749	短期借入金	1,165,000
未収入金	2,062	1年以内返済予定長期借入金	959,569
医薬品	15,249	未払金	243,779
貯蔵品	16,041	未払費用	63,256
前払費用	14,714	未払消費税等	71
未収消費税等	12,358	前受金	2,769
その他の流動資産	8,110	預り金	10,806
貸倒引当金	△500	従業員預り金	46,638
II 固定資産	11,245,383	賞与引当金	67,953
1 有形固定資産	11,129,819		
建物	5,795,645		
構築物	165,414		
医療用器械備品	240,842	II 固定負債	7,321,848
その他の器械備品	190,935	長期借入金	7,229,650
車両運搬具	0	長期未払金	91,897
土地	4,716,298	預り敷金	300
建設仮勘定	11,111		
その他の有形固定資産	9,572	負債合計	10,200,771
2 無形固定資産	87,632		
借地権	51,623	純資産の部	
ソフトウェア	32,319	科 目	金 額
その他の無形固定資産	3,689	I 積立金	3,142,700
3 その他の資産	27,931	退職積立金	30,000
投資有価証券	3,164	修繕積立金	70,000
役員等長期貸付金	1,800	別途積立金	1,560,000
長期前払費用	2,961	繰越利益積立金	1,482,700
長期前払消費税	18,172	II 評価・換算差額等	1,882
その他の固定資産	1,834	その他有価証券評価差額金	1,882
		純資産合計	3,144,582
資産合計	13,345,353	負債・純資産合計	13,345,353

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 社会医療法人 鴻仁会
 所在地 岡山市北区伊島北町6-3

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	5,483,516	
2 事業費用	5,288,650	
本来業務事業利益		194,866
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	—	
2 事業費用	—	
附帯業務事業利益		—
C 収益業務事業損益		
1 事業収益	7,020	
2 事業費用	3,158	
収益業務事業利益		3,861
事 業 利 益		198,728
II 事業外収益		
受取利息	30	
その他の事業外収益	227	257
III 事業外費用		
支払利息	71,315	
その他の事業外費用	3,554	74,869
經 常 利 益		124,116
IV 特別利益		
固定資産売却益	487,665	487,665
V 特別損失		
固定資産除却損	94,554	
その他の特別損失	37,010	131,565
税引前当期純利益		480,216
法人税・住民税及び事業税		71
當 期 純 利 益		480,145

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 繼続事業の前提に関する事項

該当なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的以外の有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

②医薬品及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

但し建物については平成10年4月1日以降に取得したものは定額法
建物付属設備、構築物については平成28年4月1日以降に取得した
ものは定額法

②無形固定資産 定額法

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であるため、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ただし、令和2年4月1日以降取得した資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入している。

(会計方針の変更)

従来、資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税に計上し、5年で均等償却していたが、

当会計年度から、個々の資産の取得原価に算入することに変更した。

この変更は、当会計年度に多額の設備投資を実施したことを契機に、資産に係る控除対象外消費税について減価償却等を通じて費用配分することで、より合理的な期間損益計算を行うためである。

この変更により、従来の方法に比べ、当会計年度の事業利益、経常利益はそれぞれ23,745千円増加している。

6. 補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式(固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法)を採用している。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上している。

7. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

8. 重要な会計方針を変更した旨等

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法に記載している。

9. 資産及び負債のうち、収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

10. 担保に供されている資産に関する事項

①担保に供されている資産

科 目	金額(千円)
建物	5,782,677
土地	4,695,878
計	10,478,555

②担保に係る債務

科 目	金額(千円)
短期借入金	1,165,000
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	8,189,220
計	9,354,220

11. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

①法人である関係事業者

該当なし

②個人である関係事業者

該当なし

12. 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

13. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

14. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①有形固定資産減価償却累計額 4,863,043千円

②国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は45,920千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除している。

圧縮記帳をした固定資産

科 目	圧縮記帳額(千円)
建物	43,444
構築物	2,296
その他の器械備品	180
計	45,920

③所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であるため、賃貸借処理をしている。

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
医療用器械備品	573,881	327,269
その他の器械備品	58,821	27,644
車両運搬具	14,537	11,922
計	647,239	366,835